

木更津市地域 ICT 推進プラン

～14万市民がつながる きさらづデジタル2020～

千葉県木更津市

目次

I 総論	1
1 趣旨	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1
4 進行管理	2
II ICT 推進の取組	3
1 施策一覧	3
2 推進内容	4
用語集	12

文中に「※」印がある用語については、巻末の用語集に解説があります。

I 総論

1 趣旨

我が国では、近年、IoT、ビッグデータ、AI など、急速な情報通信技術（以下「ICT」という。）の高度化により、社会のあらゆる分野で ICT が活用されています。中でも、スマートフォンの個人保有率は56.8%に達し、インターネット利用時間やデータ量も年々増加するなど、私たちに最も身近な ICT ツールとなっています。

本市では、社会経済情勢の変化や ICT の進展、また、本市を取り巻く環境変化等に対して、ICT を計画的・戦略的に利活用することで、基本構想に掲げる将来都市像を実現するまちづくり計画として策定した「木更津第2次地域情報化推進プラン」（以下、「現プラン」という。）に基づき、ICT を利活用した市民サービスの向上や効率的な行政運営の実現に向けて取り組んできました。

本市の人口は、13万5千人を超え、なお増加傾向にあります。また、本市の魅力伝える様々な施策により、交流人口が増加するとともに、企業立地の進展や大型商業施設の集積も進んでいます。しかしながら、今後10年以内には減少に転じることが見込まれ、労働力人口の減少による地域経済への影響が懸念される中、市民の多様なライフスタイルやライフステージに対応した各種情報の提供、日常生活の支援や社会参加促進のためのサービスの充実、さらに、経済やコミュニティの活性化に向けた地域内の循環を高める取組なども必要になっています。

このような中、市長の命によるプロジェクトチームである「14万市民がつながる きさらびデジタル2020チーム」からの「ICTの推進に関する報告書」を受け、当該報告書記載の調査検討結果や現プラン策定の趣旨等を踏まえ、ICTの利活用をさらに加速化させることにより、本市が地方創生に向け取り組んでいる「オーガニックなまちづくり」につなげる取組を推進するための計画として策定します。

2 位置付け

本プランは、ICTの推進に関する報告書における取組事項が、本市の地域情報化に関する最上位の個別計画である現プランに掲げる情報化推進に関する基本理念に合致するものの、3つの情報化の目標及び各施策について、横断的に取り組む必要があることから、現プランを補完する計画として新たに位置付けます。

3 計画期間

本プランは、現プランに掲げる情報化推進に係る基本理念の下、現プランと一体的に取り組むため、計画期間を現プランと合わせる必要があることから、平成30年度及び平成31年度の2か年とします。

4 進行管理

本プランは、現プランと同様に、推進体制である「木更津市地域情報化推進本部」において進行管理を行うとともに、中期財政計画との整合性を図りながら、社会経済情勢の変化、国等の動向、地域の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど柔軟に対応します。

Ⅱ ICT 推進の取組

1 施策一覧

番号	施策名
1	電子地域通貨を活用した地域経済の活性化
2	電子地域通貨の利用促進に併せた行政ポイント制度導入による「市民力」「地域力」の強化
3	市独自のアプリによる市民サービスの向上
4	総合窓口における手続き支援システムの導入
5	タブレットの導入 （【関連】地域情報化推進プラン 2-(3)モバイルワークの推進)
6	戦略的な情報発信の仕組みの構築
7	住民・税・福祉システムの一本化 （【関連】地域情報化推進プラン 2-(7)次期基幹系システムの方向性の検討)
8	電子決裁の範囲の拡大
9	議事録作成支援システムの導入
10	地図のデジタル化
11	職員の申請手続きや旅費支給事務の ICT 化
12	ICT スキルを高める人材育成
13	印刷関連機器等の効率的な配置
14	ICT を活用した収納事務の効率化

2 推進内容

施策名	1 電子地域通貨を活用した地域経済の活性化
担当課	産業振興課
現状	少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、地域経済の縮小が懸念される中、行政と地域金融機関、商工会議所が連携して、スマートフォンを活用した電子地域通貨の活用による地域経済の活性化に向けて取り組みを進めます。
取組内容	域外消費の呼び込みや市外への資金流出を防ぐことによる地域経済の活性化を目的に、「電子地域通貨の導入及び普及促進事業に関する協定書」に基づき、本市及び君津信用組合、木更津商工会議所の三者連携によるスマートフォンを活用した電子地域通貨のプラットフォームを構築し、商店街等における普及を促進します。あわせて、推進体制を構築し、参加店等の拡大を図り、市民等の利用を促進します。
計画	平成 30 年 3 月末から君津信用組合が実施する実証実験に対し、職員の参加及び商店街等の参加について働きかけするなど協力を行います。その後、本実証実験の検証等を踏まえ、平成 30 年 10 月のアクアラインマラソンに向けて、本格導入を図り、普及拡大に取り組みます。

施策名	2 電子地域通貨の利用促進に併せた行政ポイント制度導入による「市民力」「地域力」の強化
担当課	市民活動支援課
現状	<p>市域内における市民活動団体や地域のボランティア活動の活性化はオーガニックなまちづくりを推進していくうえでも重要な部分を担っており、今後も継続して支援を実施することにより、本市の発展及び活動の活発化を図る必要性があります。</p> <p>平成 30 年 1 月 18 日に提出された「ICT の推進に関する報告書」の中では、市域内の経済循環を高める取り組みとして、電子地域通貨の利用促進に併せた行政ポイントの付加と利用機会の拡大が提起されており、制度化に向け検討を進めています。</p>
取組内容	<p>市民活動や地域のボランティア活動、本市が交付している、協働のまちづくり活動支援金交付事業や公園清掃への報償費などを対象に、電子地域通貨のプラットフォームを活用し、行政ポイントを付与することで、これらの活動をより一層活発化させ、地域が持つ協働のまちづくりに対する潜在的な能力や活力を引き出します。</p> <p>また、将来的には行政への使用料や手数料、市税等の納付や市内民間企業への支払いに対する、行政ポイントの活用の可能性についても検討します。</p>
計画	<p>平成 30 年度に行政ポイントを付与することのできる活動の現状把握を行うとともに、先進事例等の情報収集を行います。また、現状把握及び情報収集から提起される課題についても精査を行い、関係課等との十分な調整を図り、平成 31 年度以降の運用開始を目指します。</p>

施策名	3 市独自のアプリによる市民サービスの向上
担当課	情報政策課
現状	<p>スマートデバイス*の普及に伴い、民間企業では、スマートフォン対応サイトやアプリでの対応が必要不可欠となっています。また、ゴミの分別や災害時の避難誘導など日常生活に密着したアプリを導入する自治体も全国的に増えています。</p> <p>本市では、市政情報の発信は様々な媒体で行っていますが、広報紙が全ての家庭に配布されていないことや市のホームページのアクセス数が減少していること、また、防災無線については場所によって聞き取りづらいことなどから、必要な情報を確実に市民に届ける必要性が高まっています。</p>
取組内容	<p>将来の、スマートデバイス普及率 100%を見据え、市民サービスの向上を図るため、複数のカテゴリー*をあわせ持つ、生活支援総合アプリの開発を早急に進め、多くの市民に利用してもらうことにより、情報発信や情報収集を活発に行います。そして、アプリの開発と同時にホームページを再構築し、連携させます。</p> <p>また、高齢者にも利用してもらうための取組を検討します。</p>
計画	<p>平成 30 年度に関係課等と調整の上、必要なコンテンツについて整理・検討するとともに、アプリの設計及び開発を進め、平成 31 年 2 月からの運用開始を目指します。</p>

施策名	4 総合窓口における手続き支援システムの導入
担当課	行政改革推進室・情報政策課・市民課・自立支援課
現状	<p>住民異動等で市民が来庁した際は、手続きが必要な各窓口において複数の申請書等を記載しています。その際市民課では、他に必要と思われる手続きや担当部署について、手書きの案内シートを作成し、市民に提供しています。</p>
取組内容	<p>窓口における手続き支援システムの導入を検討します。</p> <p>検討の際には、関連する手続きと業務手順の見直しも合わせて行い、1 回の記載で複数の手続きに関する申請書の作成が行えるようにします。</p> <p>また、手続き・案内の際にはタブレット端末を活用し、将来的には各業務システムと連動させることについて検討します。</p>
計画	<p>平成 30 年度は、住民異動等に伴う各種手続きの業務手順の見直しを行います。また、手続き支援システムについての情報収集と調査研究を行います。</p>

施策名	5 タブレットの導入 （【関連】地域情報化推進プラン 2-(3)モバイルワークの推進）
担当課	行政改革推進室・情報政策課
現状	現状において、庁内会議のペーパーレス化を主な目的としてタブレット端末の活用が開始されていますが、庁内業務等への活用や情報収集、情報共有及びコミュニケーションの円滑化・迅速化等については、現在、検討を進めているところです。
取組内容	庁舎外における、資料等の確認やスケジュール管理等に活用し、業務の効率化及び用紙コストの削減を図ります。 また、窓口業務や市民に対する説明・指導、アンケート等の様々な場面におけるタブレット端末の活用についても検討します。
計画	平成30年度は、タブレット端末を活用することが可能な業務等について調査・検討を行い、平成31年度以降順次導入していきます。

施策名	6 戦略的な情報発信の仕組みの構築
担当課	情報政策課
現状	市の情報については、広報紙をはじめ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等、様々な媒体から発信していますが、各課等は、媒体ごとに情報の掲載を依頼する必要があることなどから、媒体ごとにバラバラに発信されていたり、発信漏れや発信のタイミングを逸したりするなど、効果的な発信に課題があります。
取組内容	情報が効果的に届くよう戦略的な情報発信を行うため、情報を発信するタイミングや媒体の選択、また、様々な媒体を通した統一感のある発信など、情報を一元的にコントロールする仕組みの構築を進めます。
計画	平成30年度中に、市から発信する情報について、一元的に把握・管理するための庁内体制を構築します。

施策名	7 住民・税・福祉システムの一本化 （【関連】地域情報化推進プラン 2-(7)次期基幹系システムの方向性の検討）
担当課	情報政策課・行政改革推進室
現状	本市が運用している基幹系システムにおいては、福祉部門を中心にベンダー*が複数にまたがっている状態となっており、業務の効率性や運用コスト等で課題が生じています。
取組内容	次期基幹系システム（統合型業務パッケージシステム）更新に向けて、住民・税・福祉システムの統一（マルチベンダー*の解消）とシステムの標準利用（ノンカスタマイズ*）を基本に検討を進めるとともに、自治体クラウド活用の可能性等についても検討します。
計画	平成 29 年度に設置した関係課等による次期情報システムの更新に向けた検討ワーキンググループにおいて検討を進め、方向性を決定し、平成 30 年度中のシステム構築業者の選定手続き実施を目指して取り組みます。

施策名	8 電子決裁の範囲の拡大
担当課	情報政策課・行政改革推進室
現状	職員の時間外勤務や休暇申請等、庶務事務システムの一部について電子決裁が導入されていますが、文書管理や財務会計システムについては未導入で、紙による決裁が行われています。
取組内容	次期情報系システムの更新にあたり、電子決裁が未導入の事務手続きに係る、電子決裁導入と電子決裁の適用範囲等について、関係課等と行政手続き上の課題等を整理したうえで、検討を進めます。
計画	平成 29 年度に設置した関係課等による次期情報システムの更新に向けた検討ワーキンググループにおいて検討を進め、平成 30 年度中に電子決裁の適用範囲を決定します。

施策名	9 議事録作成支援システムの導入
担当課	総務課・行政改革推進室
現状	<p>議事録作成は、IC レコーダーで会議等の内容を録音し、その内容を確認しながら文章化しています。この作業には、会議所要時間の約 5～6 倍の時間がかかっており、職員の大きな負担となっています。</p> <p>作成作業は、他の業務を優先することあつて中断することも多く、非効率的である一方、会議録公開は速やかに行うことが求められています。</p>
取組内容	<p>会議録支援システムの導入について、活用が想定される業務量を参考に、システム導入について検討・調査を行います。</p> <p>このシステムは、主に現在利用している IC レコーダーの音声データを文章化するものと、マイクを設置して発話した内容を即文章化するものがあるため、認識精度や経費等考慮し、導入を進めます。</p>
計画	<p>活用が想定される業務量を確認し、平成 30 年度中の導入と運用方法について、準備を進めます。</p> <p>また、導入後の様式の統一化など、運用面の整理も併せて検討します。</p>

施策名	10 地図のデジタル化
担当課	情報政策課・都市政策課
現状	<p>現在、市が保有する多くの地図情報は、各課等で管理・保管されており、外部公開されておりません。このため土砂災害、道路、区画整理等の情報を確認する必要がある不動産関係の手続の場合、来庁者は各課等を回って確認しているのが現状です。</p> <p>また、地図をアナログ管理していることから、印刷コストや保管スペースが必要となっており、災害等による消失のおそれもあります。</p> <p>なお、都市計画図はホームページで公開しているものの、細切れにした PDF ファイルのため、住所や地番などの特定が容易にできず、市民や業者は、来庁や電話にて都市計画の内容について問い合わせをしている状況です。</p>
取組内容	<p>都市計画図のデジタル化を行うとともに、各課等が作成した公開可能な各種地図情報と合わせて、ホームページで外部公開します。</p>
計画	<p>導入済みの地図情報システムにより各課等が作成した地図情報を整理し、公開可能なものは平成 30 年度中にホームページで外部公開します。</p> <p>また、都市計画図のデジタル化を行い、他の地図情報と合わせて外部公開します。</p>

施策名	11 職員の申請手続きや旅費支給事務の ICT 化
担当課	職員課・情報政策課・行政改革推進室
現状	<p>職員が提出する通勤届等の届出書や年末調整書類については、システムに電子申請機能があるものの、添付書類の提出方法等、運用の検討が必要なため活用されていません。このため、各職員が紙の届出書に記入し提出したものを、職員課職員が入力しています。</p> <p>また、旅費の支給事務や臨時職員等の賃金支払事務も、紙による処理を課等ごとに行っており、支払事務が煩雑となっています。</p>
取組内容	<p>通勤届等、職員が提出する書類の処理手順を精査し、次期情報系システムの更新に併せて電子申請による手続きに変更検討するとともに、昇給辞令等のデータ化についても検討し、事務作業の軽減とペーパーレス化を図ります。</p> <p>また、庁内事務の効率化を図るため、旅費の支給日の見直しや臨時職員等の賃金支払事務の職員課への集約化についても、併せて検討します。</p>
計画	平成 29 年度に設置した次期情報システムの更新に向けた検討ワーキンググループにおいて検討を進め、平成 30 年度中に導入を決定します。

施策名	12 ICT スキルを高める人材育成
担当課	職員課・行政改革推進室・情報政策課
現状	Excel や PowerPoint などのソフトを、業務において利用することが多いが、担当業務によって利用頻度が異なることもあり、職員のスキルにはかなりの差があります。特に、活用頻度の高い Excel スキルの向上を図ることにより、作業時間の短縮が見込まれます。
取組内容	<p>職員が事務に必要な不可欠なソフトウェアの機能を最大限に活用するため、スキルの高い職員等を内部講師として、継続的に研修を行います。</p> <p>また、財務会計システムや共有保存箱の活用方法など、庁内全体の ICT に係る運用方法の確立と知識を維持するための研修を実施します。</p>
計画	平成 30 年度は、Excel をはじめ、ICT を利用した業務に係る研修の実施について、検討・実施します。

施策名	13 印刷関連機器等の効率的な配置
担当課	総務課・情報政策課・行政改革推進室
現状	庁内には、端末用プリンターが各課等に、その他にコピー機も多く常設されており、運用コストが増大しているとともに、容易にプリントアウトができる環境であることから、紙の使用量が増加しています。また、事務室内の設置スペースもかなり占有しています。
取組内容	プリンター台数の大幅な削減をし、省スペース化や経費の節減を図るため、プリンターとコピー機の機能を持つ複合印刷機の導入を検討します。 また、職員の事務の効率化とペーパーレス化を進めるため、庁内への資料配布等の省略、電子決裁導入時の添付資料の読み取り等、スキャナー機能の具体的な活用方法について検討します。
計画	平成 30 年度は、総務課が管理するコピー機の再リース及び情報政策課が管理するプリンターの更新時に、複合印刷機を導入することについて検討します。

施策名	14 ICT を活用した収納事務の効率化
担当課	収税対策室・行政改革推進室
現状	市税の口座振替の申し込みは、銀行又は市役所の窓口で申請書を記載・提出する必要があるため、日中来所できない方は、すぐに手続きができる状況にありません。また、申し込み後、振替開始までに約 1 ヶ月から 2 ヶ月程度の期間を要するため、この間は納付書による納付手続きに出向く必要があります。
取組内容	口座振替の申し込みをパソコンやスマートフォンから電子申請できるようにすることで、市民の来庁の手間を省くことができ、口座振替加入者率の増加が期待できます。また、職員の収納事務の効率化とコスト軽減を図ることができます。 その他収納事務については、将来的には電子地域通貨を活用することにより、施設使用料等を収納できるような仕組みについて、関係各課等による調査・研究を進めていきます。
計画	平成 30 年度は、市税の口座振替手続きのインターネットを利用した申請方法について検討し、平成 31 年度からの導入を目指します。

用語集

～か行～

カテゴリー

事柄の性質を区分する上でのもっとも基本的な分類。

～さ行～

スマートデバイス

パソコンやメインフレーム、ワークステーションなどの既存のコンピュータの枠にとらわれない情報機器の総称を指す。

～な行～

ノンカスタマイズ

情報システム（プログラム・ソフト）を構築・導入する際に、操作方法や設定値などを利用者が使いやすいように改造する「カスタマイズ」を行わずに、提供された状態のまままで利用すること。

～は行～

ベンダー

物やサービスを提供するメーカーや販売代理店など。ここでは、情報システムの構築・販売を行う企業・業者などを指す。

～ま行～

マルチベンダー

複数の企業・業者の製品（情報システム）を組み合わせてシステムを構築すること。

編集発行 千葉県木更津市

〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号

TEL 0438-23-8074

FAX 0438-23-9338

E-mail joho@city.kisarazu.lg.jp

URL <http://www.city.kisarazu.lg.jp>